

鶴ヶ島市告示第84号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する振動について時間及び区域の区分ごとの規制基準を次の表のとおり定め、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月30日

鶴ヶ島市長 藤 縄 善 朗

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	夜間（午後7時から翌日の午前8時まで）
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

備考

- 第一種区域及び第二種区域の区域の区分は、次に定めるとおりとする。
 - 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域の指定のない地域
 - 第二種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
- 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じて得た値とする。
 - 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム